

社会福祉法人村上岩船福祉会 介護福祉士等修学資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、介護福祉士及び社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）を養成する施設等に在学し、将来村上市又は岩船郡内（以下「圏域」という。）において介護福祉士等として介護等の業務や福祉に関する相談援助業務に従事しようとする者で、かつ修学に際し経済的援助が必要な世帯に属する者に対し、修学資金を貸し付けることにより、地域における労働力の確保、定着及び介護・福祉人材の育成を目的とするものである。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 養成施設等 | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。 |
| (2) 実務者養成施設等 | 法第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。 |
| (3) 介護等の業務 | 法第2条第2項に規定する介護等の業務をいう。 |
| (4) 福祉に関する相談援助業務 | 法第2条第1項に規定する相談援助の業務をいう。 |

(修学資金の貸付)

第3条 理事長は、次の第1号から第4号のすべてに該当する者に対し、無利息で社会福祉法人村上岩船福祉会介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることができる。

- (1) 新潟県内（以下「県内」という。）の養成施設等及び実務者養成施設等に入学しようとする者又は在学している者
- (2) 県内に住所を有している者
- (3) 養成施設等及び実務者養成施設等を卒業後、圏域において介護福祉士等として介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事しようとする者
- (4) 次のいずれか一に該当し、修学に際し、経済的援助が必要な者
 - ① 生活保護受給世帯の者
 - ② 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減税
 - ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金掛金の減免
 - エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - ③ ひとり親世帯に属する者
 - ④ その他、上記に準ずると理事長が認めた者

2 次の各号に該当する場合、修学資金の貸付はしないものとする。

- (1) 暴力団関係者である場合
- (2) 多額な債務がある、又は返済が滞っている場合

- (3) 債務整理の予定がある、又は現在債務整理中の場合
- (4) その他、本人や世帯等の状況により明らかに契約の履行に困難が生じると見込まれる場合
(貸付金額等)

第4条 修学資金の貸付金額は、600,000円を上限額とする。

- 2 修学資金は、貸付を受けようとする者の申請に基づき予算の範囲内において契約（以下「貸付契約」という。）により貸し付けるものとする。

(貸付の申請)

第5条 修学資金の貸付を受けようとする者は、修学資金貸付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて理事長に申請しなければならない。

- (1) 戸籍抄本
- (2) 身上調書（様式第2号）
- (3) 推薦書（様式第3号）
- (4) 住民票（申請者と連帯保証人分）
- (5) 所得・課税証明書等資力が明らかになる書類（申請者と連帯保証人分）
- (6) 生活保護の場合は被保護証明書
- (7) 市町村民税非課税又は減免の場合は当該非課税又は減免証明書
- (8) 国民年金掛金の減免の場合は減免証明書
- (9) 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予の場合は減免又は徴収の猶予証明書
- (10) その他必要と認める書類

(貸付の決定)

第6条 前条の申請があったときは、別に定める介護福祉士等修学資金貸付審査委員会にて審査し、貸付の適否を決定し、修学資金貸付承認（不承認）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(貸付契約)

第7条 貸付契約は、修学資金貸付契約書（様式第5号）により行うものとする。

(貸付の期間及び方法)

第8条 修学資金の貸付期間は、養成施設等における所定の修学年限を超えない期間とする。

- 2 修学資金は、一括して貸付するものとする。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

(貸付契約の解除)

第9条 理事長は、修学資金の貸付を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は貸付契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- (4) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき
- (5) 死亡したとき
- (6) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

- 2 理事長は、前項各号の規定により契約を解除したときは、修学資金貸付契約解除通知書（様式第6号）により修学生又は連帯保証人に通知するものとする。

(連帯保証人)

第 10 条 修学資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人 2 人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、独立の生計を営む者で、その 1 人は、県内に居住する者でなければならない。

3 修学資金の貸付を受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち 1 人は、その者の法定代理人でなければならないが、未成年の法定代理人で生計を同じくする両親が同時に連帯保証人となることはできない。

4 連帯保証人は、修学生と連帯して修学資金の返還の債務を負担するものとする。

5 修学生は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人を変更しようとするときは、新たに連帯保証人を選任し、速やかに連帯保証人変更願(様式第 7 号)を理事長に提出してその承認を得なければならない。

(受領書等の提出)

第 11 条 修学生は、修学資金の貸付を受けたときは、速やかに修学資金受領書(様式第 8 号)を理事長に提出しなければならない。

2 修学生(修学生が死亡したときは、連帯保証人)は、貸付契約による貸付期間が経過したとき(第 9 条第 1 項各号に掲げる理由により貸付契約を解除されたときを含む。)は、速やかに他の連帯保証人と連署した修学資金借用証書(様式第 9 号)を理事長に提出しなければならない。

(修学資金の貸付の辞退)

第 12 条 修学生は、修学資金の貸付を辞退しようとするときは、修学資金貸付辞退届(様式第 10 号)を理事長に提出しなければならない。

(返還の債務の当然免除)

第 13 条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設等(実務者養成施設等を含む。以下同じ。)を卒業した日(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であつて、かつ本人の申請に基づき、翌年度の国家試験を受験する意思があると理事長が認める場合は養成施設等を卒業した日の翌年の国家試験に合格した日)から 1 年以内に圏域において介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事し、かつ、5 年間引き続いて当該介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意志によらず、圏域外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に参入することができる。

(2) 前号に規定する介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の裁量免除)

第 14 条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けた修学資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することができなくなったとき。

(2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

(3) 養成施設等を卒業した日(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、かつ本人の申請に基づき、翌年度の国家試験を受験する意思があると理事長が認める場合は養成施設等を卒業した日の翌年の国家試験に合格した日)から1年以内に圏域において介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事し、かつ、修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間以上介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事したとき。

2 前項に規定する返還の債務の裁量免除の額は、業務に従事した期間を5で除して得た数値を返還の債務の額に乗じて得た額に相当する額とする。

(返還の当然猶予)

第15条 理事長は、修学生が修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き養成施設等に在学しているときは、その在学期間は修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(返還の裁量猶予)

第16条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 圏域において介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事しているとき。

その在職している期間

(2) 災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難と認められるとき。

その理由が継続する期間

(返還の債務の免除又は猶予の申請及び決定)

第17条 第13条から第16条の規定による修学資金の返還の債務の免除又は猶予を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書(様式第11号)又は修学資金返還債務猶予申請書(様式第12号)に免除又は猶予を受けようとする事実を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により提出された申請書等を審査し、修学資金の免除又は猶予を決定したときは、修学資金返還債務免除決定通知書(様式第13号)又は修学資金返還債務猶予決定通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。

(返還)

第18条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める理由が生じた日の属する月の翌月から起算して5年以内に理事長の指定する方法により、月賦均等払方式で修学資金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(1) 第9条第1項の規定により、貸付契約が解除されたとき。

(2) 養成施設等を卒業した日(実務者養成施設にあつては、卒業した日又は介護等の業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であつて、かつ本人の申請に基づき、翌年度の国家試験を受験する意思があると理事長が認める場合は養成施設等を卒業した日の翌年の国家試験に合格した日))から1年以内に、法第28条及び法第42条第1項の規定による介護福祉士等の登録を受けて圏域において介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事しなかったとき。

(3) 第 13 条第 2 項に掲げる場合を除くほか、死亡し、又は心身の故障のため介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事することができなくなったとき。

2 修学資金を返還しなければならない者は、返還の理由が生じた日から起算して 15 日以内に修学資金返還計画書（様式第 15 号）を理事長に提出してその承認を得なければならない。

3 前項の規定による返還計画書を提出した後に、返還の方法を変更しようとするときは、修学資金返還計画変更願（様式第 16 号）を理事長に提出してその承認を得なければならない。

（延滞利息等）

第 19 条 修学生は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の延滞利息に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

3 理事長は、第 1 項の規定に基づき計算した延滞利息が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利息を債権として調定しないことができる。

（届出）

第 20 条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 修学生又は連帯保証人の氏名、本籍又は住所を変更したとき。修学生・連帯保証人氏名等変更届（様式第 17 号）

(2) 退学、留年、休学若しくは停学又は復学したとき。修学生退学等届（様式第 18 号）

(3) 就業したとき。修学生就業届（様式第 19 号）

(4) 就業先を変更したとき。修学生就業先変更届（様式第 20 号）

2 複数年度にわたり貸付を受ける修学生は、年度が変わるごとに修学生在学届（様式第 21 号）に学業成績表を添えて理事長に届け出なければならない。

3 連帯保証人は、その保証に係る修学生が死亡したときは、速やかに修学生死亡届（様式第 22 号）に死亡診断書又は戸籍抄本を添えて理事長に届け出なければならない。

（業務の従事期間の計算）

第 21 条 介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務の従事期間の計算は月数によるものとし、介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までの期間を算入するものとする。この場合において、当該在職期間中に、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により休職（業務に起因する休職を除く。）若しくは停職又は離職の期間があるときは、当該休職若しくは停職の日又は離職の日の翌日の属する月から当該休職若しくは停職の期間の終了する日又は再就職した日の前日の属する月までの月数を控除するものとする。

2 訪問介護員等の業務の従事期間は、市町村等に登録した期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が 900 日以上であることをもって 5 年間として計算するものとする。

（産前産後休暇又は育児休業に伴う休職又は退職の取扱い）

第 22 条 産前産後休暇又は育児休業の取得に伴い、現に従事している介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務を休職し又は退職する場合は、修学生からの申請に基づいて、返還の債務の履行を猶予

することができる。

- 2 前項の適用を受けようとする修学生は、修学資金返還債務猶予申請書（様式第 12 号）及び出産・育児に伴う休職・退職届（様式第 23 号）を提出しなければならない。
- 3 産前産後休暇又は育児休業に相当する期間は、産前 8 週間及び産後 1 年間とし、前条に規定する休職の期間として介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務従事期間の計算から控除する。
- 4 前項に規定する期間を超えて介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事しない場合は、第 13 条又は第 16 条に規定する返還債務の免除又は猶予に該当する場合を除き、修学資金の返還の手続きを取るものとし、当該期間終了後 15 日以内に、修学資金返還計画書（様式第 15 号）を提出するものとする。
- 5 第 3 項の期間が終了した後に、再び介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務へ従事することを予定しない場合は、第 13 条又は第 16 条に規定する返還債務の免除又は猶予に該当する場合を除き、退職した時点で修学資金の返還の手続きを取るものとし、修学資金返還計画書（様式第 15 号）を退職後 15 日以内に提出するものとする。

（委任）

第 23 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。